保存期間:10年 (2031年末) 令和3年10月27日

資 料 4

税務行政の現状と課題

II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV.その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV. その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

令和3年6月11日公表

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底



税務行政の将来像2.0*

ICT社会への 的確な対応

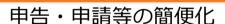
> 税務手続の 抜本的な デジタル化



あらゆる税務手続 が税務署に行かず にできる社会



納税者の利便性の向上 (スムーズ・スピーディ)



自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化 (インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への 的確な取組

利税回避への対応

富裕層に対する 適下課税の確保

消費稅不正還付 等への対応

大口・悪質事案 への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

基本的な指針

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについては、政府の方針に基づき、以下を基本的 な指針として取り組みます。

1 利用者目線の徹底

デジタルに不慣れな方も含め、多様な利用者の意見に耳を傾けつつ、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを提供し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる」社会を目指します。

2 万全なセキュリティの確保

データの連携や分析に当たっては、納税情報を含む守秘性の高いデータを扱うことから、セキュリティの確保に万全を期します。

3 業務改革(BPR)の徹底

既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、デジタル化の利点を生かした業務改革(BPR)に取り組みます。全ての業務の在り方や職員の働き方を不断に見直すとともに、データの活用により課税・徴収を効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指します。

(参考)デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(令和2年12月25日閣議決定)(抜粋)

社会全体のデジタル化を進めるには、まずは国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である。

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会(将来構想)

税務署に行く理由 (主なもの)



税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

確定申告 (納付・環付) 申告・申請等の簡便化

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用

申請・届出

- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

特例適用状況 の確認

納税証明書 の入手 自己情報のオンライン確認

マイナポータルや e-Taxのアカウント画面で 特例適用や納税の状況を確認 数回のクリック・ タップで完了



あなたの情報



所得税等に関する事項 所得税申告区分 青色 の〇特例 適用なし

○○特例の適用を届け出る

納税の状況(〇月〇日時点)

未納税額はありません

納税状況データのダウンロード

相談

チャットボット*の充実等

プッシュ型の情報配信

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス





構想: 税務署に行かずにできる「確定申告(納付・還付)」(申告の簡便化)

▶ 確定申告に必要なデータ(給与や年金の収入金額、医療費の支払額など)を申告データに自動で 取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指す。

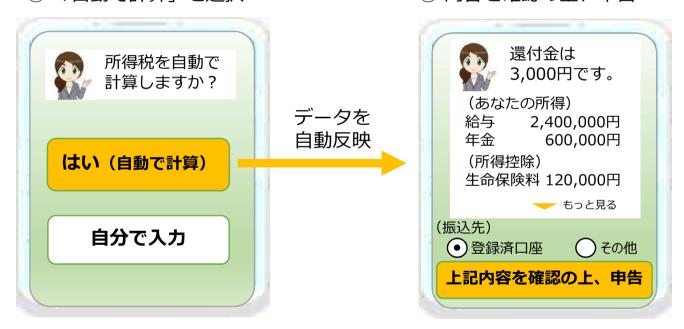
(現状:税務署に行く場合)

- 申告に必要な情報を入手・整理 (例)
 - ·源泉徴収票(給与・年金)
 - •生命保険料控除証明書 等
 - ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署(申告相談会場)を往訪 ※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム (国税庁HP「確定申告書等作成 コーナー」)に必要な事項を個々 に入力
 - ※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

(将来のイメージ)

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要 (振替納税を利用すれば納付も自動に)

(注)

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備。 (既に取込可能:生命保険料、特定口座取引等。令和4年~:損害保険料、ふるさと納税等)
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及(発行者の協力)やシステムの刷新等が必要。
- ・国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能。

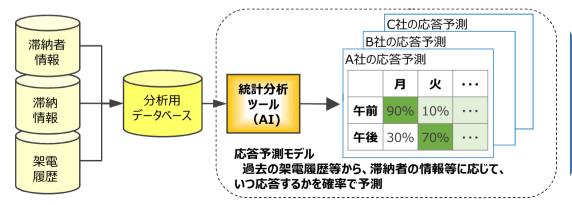
AI•データ分析の活用

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れリスクの高い納税者の判定や、 滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

○ 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースを、 BAツール※等を用いて加工・分析を行い、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、高リスク対象を抽出。



○ 滞納者の情報(規模・業種等)や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。

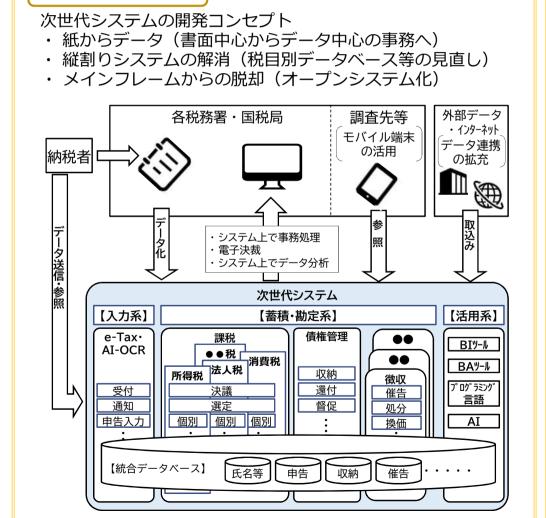


滞納者の情報等により、接触効率が高いと予測される日時(曜日・時間帯等)を抽出条件としたコールリストの自動作成を可能とするシステムの構築(令和4(2022)年4月開始予定)

システム高度化

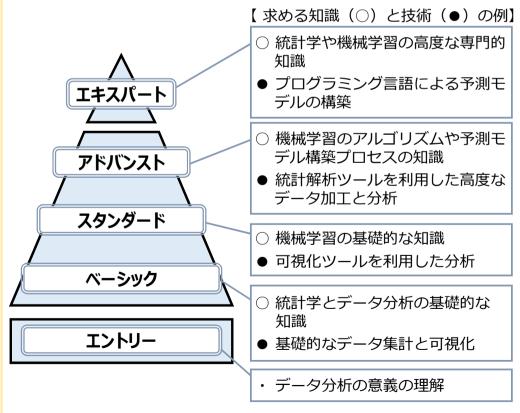
システム高度化と人材育成

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けた施策を支えるため、基幹システムの刷新(次世代システムの開発)や、データ分析を行うことのできる人材の育成に取り組んでいます。 【次世代システムについては、令和8年リリース予定】



人材育成

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するなど、人材の育成に取り組んでいます。



(注)システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策を導入するなど、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV. その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要 ①

適格請求書等保存方式とは

> 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

今和5年10月1日に開始されます。

適格請求書とは

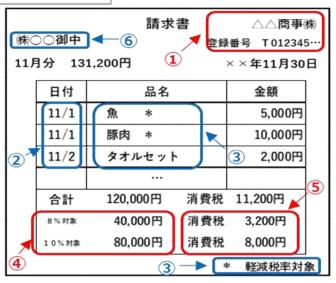
- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
- 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称 は問いません。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録(適格請求書の記載事項を記録した電子データ)を提供することも可能です。
- 課税事業者が、登録を受けることができます。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要 ②

適格請求書の記載事項

令和5年10月~ 【イメージ】

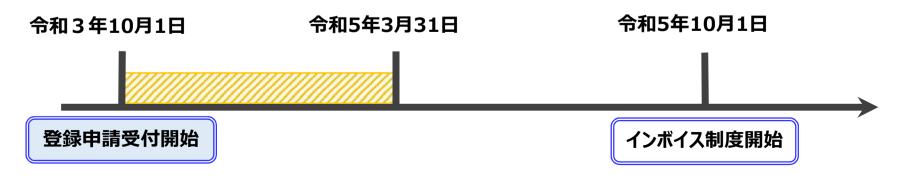


- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請のスケジュール

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

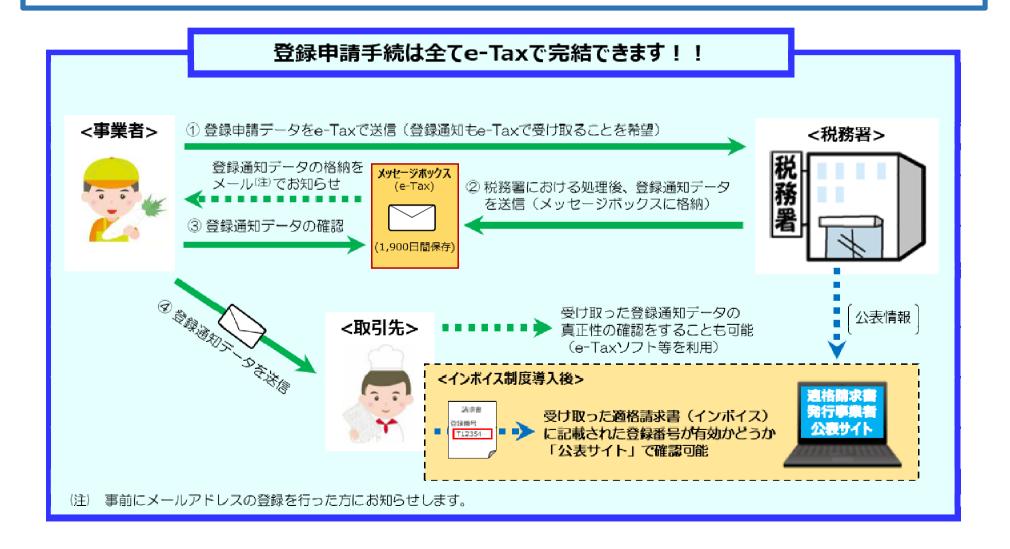
(※) 登録申請は令和3年10月1日から受け付けています。



e-Taxを利用した登録申請

登録申請に当たっては、登録申請だけでなく、登録通知の受領もe-Taxで行うことが可能であり、ペーパーレス化が図られるe-Taxの利用を進めていく。

(注) e-Taxの利用には、マイナンバーカード等の電子証明書が必要。



国税庁の周知・広報施策

令和5年10月から始まるインボイス制度については、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されている。国税庁においては、日本税理士会連合会をはじめとした関係民間団体等を通じて、事業者の方々に向けて以下の周知・広報施策を実施。

- ✓ 国税庁ホームページにインボイス制度特設サイト を開設
- ✓ 制度を解説した各種パンフレット、Q&Aや動画を特設サイトに掲載
- ✓ 事業者団体の説明会等への講師派遣を実施
- ✓ 全国どこからでも参加できるオンライン説明会など を開催
- ✓ 一般的な問合せ対応専用窓口として「消費税軽減 税率・インボイス制度電話相談センター」を設置

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料) 受付時間9:00~17:00(土日祝除く)

✓ 個別相談については各税務署に「改正消費税相 談コーナー」を設置

「インボイス制度特設サイト」は、 国税庁HP

(https://www.nta.go.jp)から ご覧いただけます。





「電子インボイス」の仕様標準化に係る取組状況 ~日本版Peppol導入に向けて~

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)抜粋

「インボイス制度が導入される2023年(令和5年)10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等(電子インボイス)やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。」

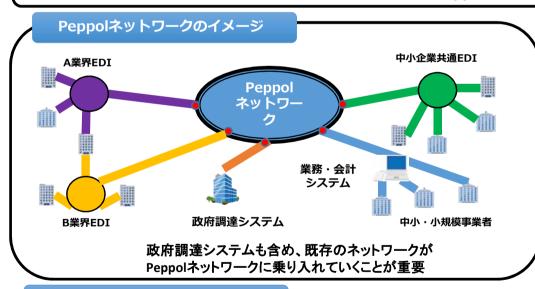
実現すべきアーキテクチャ ~グローバルな標準規格「Peppol(ペポル)」をベースにした標準化~

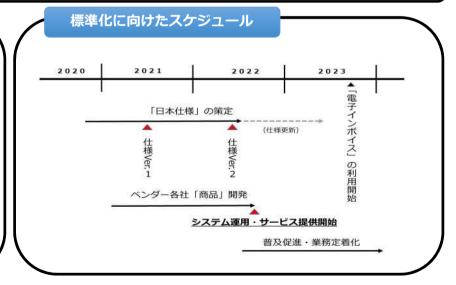
- 中小・小規模事業者の方も含め、**幅広い事業者の方**が、**負担のない快適なUI/UX**で、デジタル化の恩恵を受けることができるよう、
 - ・ユーザーが「容易」かつ「低コスト」で利用できる仕組みであること、
 - ・既存の仕組みからの移行が容易であること、
 - ·グローバルスタンダードなものであること、

などの観点を重視。



○ グローバルな標準規格として欧州を中心に実装されている「Peppol (ペポル)」をベースに標準化を進める方針を決定(令和2年12月)。





日本版Peppol導入に向けての課題

- 日本の法令・商習慣等への対応
 - ⇒ 諸外国の取組も参考に、**必要最小限の「拡張」で対応(=柔軟性**を持たせるとともに、「**ガラパゴス化」させない**ことが重要)
- リーズナブルなコスト感でのサービス提供
 - ⇒ **民間サイドの企業努力**だけでなく、**官サイドも適切な支援・推進体制**の構築

II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV. その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

電子帳簿等保存制度の見直し(令和3年度税制改正)

○ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上 に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化しました(令和4年1月1日以後適用)。

改 (正前

帳 簿 等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、 低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による事前承認を廃止。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、電子データ のまま保存することが可能。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、インセンティブにより差別化(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除 10万円上乗せして65万円)。

受領する請求書等

スキャナ保存 集庙 画像データ スキャナ タイムスタンプ

税務署長の事前承認が必要

- 紙原本による確認が必要なため、その処理のために出勤が必要
 - 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

雷子データ

電子取引に係るデータ保存

電子請求書 取引相手 タイムスタンプ

受領者 (保存義務者) 保存データに対する高度な検索機能を確保できず、 その場合は紙で保存

✓ 税務署長による事前承認を廃止。

- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を最長約2カ月以内に統一。
- ✓ 紙原本による確認の不要化(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。✓ 検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定するととも
- ✓ 電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算。
- に、一定の小規模事業者については不要化。

改正後

改正前

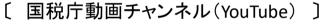
電子帳簿等保存制度の改正を踏まえた国税庁の取組

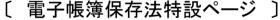
国税庁では、今般の改正の趣旨を踏まえ、電子帳簿等保存制度の利用促進を通じて経済社会のデジタル化を推進すべく、 積極的に周知広報を実施している。

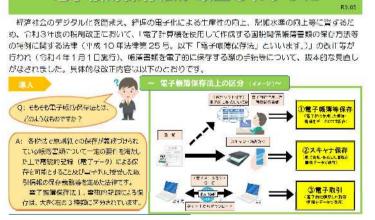
具体的な取組例

- 取扱通達の改定、一問一答(Q&A)の更新
- 改正内容に関するパンフレットの作成・ホームページ掲載、国税庁メールマガジンでの情報発信、YouTubeでの動画配信
- ◆ 各種説明会への講師派遣
- 電子帳簿等保存制度の利用を呼びかけるホームページの立ち上げ

〔 改正内容に関するパンフレット 〕







電子帳簿保存法が改正されました





II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV.その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

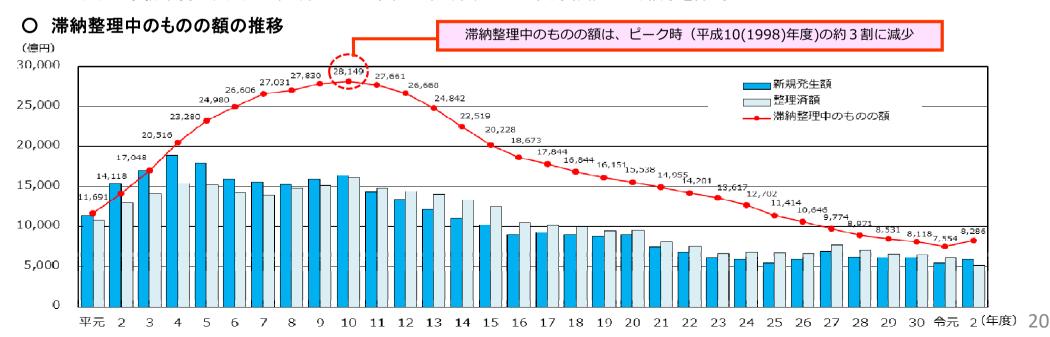
租税滞納と猶予制度の適用状況

- 国税庁では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、納税緩和措置や滞納処分を 実施するなどして確実な徴収に努めています。
- なお、令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する猶予制度の適用を最優先に取り組んでまいりました。

〇 特例猶予の適用状況

	適用件数	適用税額	
令和2年4月~令和3年2月	322, 801件	1, 517, 647百万円	
【参考】平成30事務年度(既存の猶予制度)	41, 871件	69, 487百万円	

- (注)1 特例猶予は令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。)され、令和3年3月31 日までに許可したもの。
 - 2 上段には、既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていない。
 - 3 平成30事務年度は、平成30年7月1日から令和元年6月末までである。職権による猶予を除く。



II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

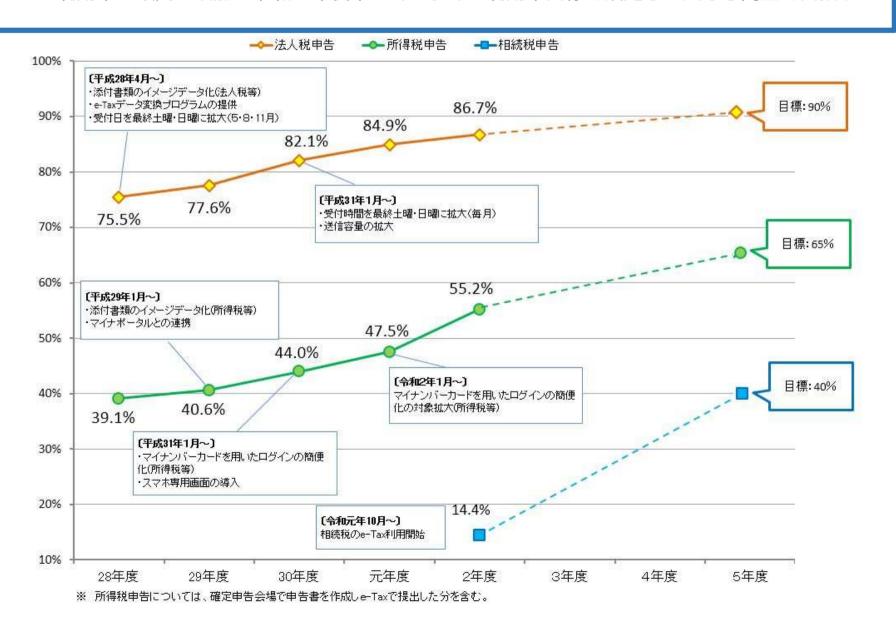
III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV.その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

e-Taxの利用状況

- 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用を開始。
- 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV.その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

令和4年度予算要求について(国税庁関係予算概算要求額)

令和4年度予算の概算要求について、国税庁の要求・要望総額は6,368億円となっており、令和3年度の当初予算総額に対して3億37百万円(+0.1%)の増額となっている。

区分	令和 3 年度 当初予算額 A	令和4年度		
		要求・要望額 B	対前年度増△減額 C(B – A)	対前年比 D(B/A)
(組織)国税庁	百万円 636,463	百万円 636,800 内 998	百万円 337	100.1
うち一般経費概要				
1 情報化経費	2,412	927	△ 1,486	38.4
2 納税者利便向上経費	1,748	1,485	Δ263	84.9
3 国際化対策経費	1,081	1,068	Δ13	98.8
4 庁局署一般経費	59,797	61,730	1,933	103.2
5 職場環境整備・安全対策経費	7,481	8,920	1,439	119.2
6 税制改正関係経費	2,222	2,222	0	100.0
7 税務大学校経費	1,942	1,796	△146	92.5
8 国税不服審判所経費	166	161	Δ 6	96.6
9 酒類総合研究所経費	1,043	1,142	99	109.5
10 酒類業振興事業経費	1,974	2,919	946	147.9

- (注1) 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、一致しないものがある。
- (注2) 内書きは、「新たな成長推進枠」に係る要望額である。
- (注3) 令和4年度要求・要望額は、デジタル庁から要求される政府情報システム関連予算を除いた金額である。

【計22.7億円(1. 新市場創造関係 2. 輸出促進関係 令和4年度予算概算要求(酒類業振興関係)の概要

1. 新市場創造関係 (1)~(3):13. 2億円

※カッコ内はR3当初予算

(1)新市場創造支援事業

(7億円) 要求額:13億円

※フロンティア補助金6億円(R2補)から新市場開拓支援事業費補助金6億円に改編

① 新市場開拓支援事業費補助金

6億円

(対象となる取組)

- ・ 商品の差別化による新たなニーズ獲得事業
- 販売手法の多様化による新たなニーズ獲得事業
- ICTを活用した製造・流通の高度化・効率化事業
- ・ コロナ禍による市場環境変化への対応事業

追加

② 日本産酒類海外展開支援事業費補助金 (対象となる取組)

7億円

- 日本産酒類のブランディング事業
- 酒蔵ツーリズムによるインバウンド需要開拓事業
- 2. 輸出促進関係 (1)~(4):22. 5億円

(1)新市場創造支援事業(再掲) 新規

要求額:13億円

(7億円)

(2)海外販路開拓支援

要求額:5.2億円(2.9億円)

輸出商社等

- (1) オンライン商談会等 拡充
- ビジネスマッチング
- 酒類輸出コーディネーター 酒類輸出コーディネーター 情報提供 情報提供 海外バイヤー 国内酒類事業者 輸出コンソーシアム (ビジネスマッチング)
- 海外バイヤー招聘
- ⑤ 海外市場調査
 - (注)この他に令和4年度概算要求において、以下を計上。
 - ・ 酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.5億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)
 - ・ 日本酒造組合中央会の國酒振興事業に対する補助金【6.5億円】(輸出戦略を踏まえた活動事業費、海外サポートデスクの増設、イベント等を通じた消費者に対する情報発信等)

(2) 若年層向けビジネスコンテスト 新規 要求額:0.1億円

国内需要の掘り起こし、若者に支持される製品やサービス、更なる輸 出拡大のための方策等のテーマについて若者の自由な発想で構築す るビジネスプランを募集。優秀プランを表彰・公表。

(3)中小企業等経営支援経費

要求額:0.1億円 (0.1億円)

- ① 活性化 经営革新研修
- ② 事業承継セミナー

日ごろから酒類事業者と接触している国税局と専門的支援を行う中小 企業庁の各種施策と連携し、幅広い場面に応じた支援が可能な体制を 構築。

(3)国際的プロモーション

要求額:2.2億円 (2.5億円)

① ジャパンハウス等でのPR

拡充

② 海外酒類専門家等育成

一部新規

海外の料理教室と連携し、日本産酒類と現地の食材のペアリングメ ニューの開発やレッスンを通じた認知度向上を実施等。

③ ユネスコ登録の機運醸成

日本酒等のユネスコ登録に向けた機運を醸成するための各種PR事業 「伝統的酒造り」の登録無形文化財登録が答申されたことを踏まえ、 機運醸成への取組を強化。

(4)日本産酒類ブランド化推進 拡充 要求額:2.1億円(1.3億円)

地理的表示(GI)酒類のブランド価値向上のため、酒販店や料飲店で 消費者向けにサービスを行う者やソムリエ等の消費者への情報発信力 がある者を対象としてシンポジウムを実施。

※ 琉球泡盛等のプロモーションを含む

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う酒類業者支援策

- 1 地方創生臨時交付金(協力要請推進枠)による支援 中小企業庁の「月次支援金」(売上50%以上減で、法人最大20万円、個人最大10万円)について、
 - ・ 売上30%以上減で、給付対象(<u>売上50%以上減の要件を緩和</u>) (2か月連続、売上15%以上減でも給付対象とする柔軟な運用)(7月~10月)
 - 売上50%以上減で、上限額の上乗せ(2倍まで)
 - 売上70%以上減で、上限額の更なる上乗せ(3倍まで)
 - ・ 売上90%以上減で、上限額の特別な上乗せ(4倍まで)(7月~10月)

により、都道府県が(酒類提供を停止する飲食店との取引により影響を受けている)酒類販売事業者を支援する場合に、<u>その8割を国が負担</u>。

2 地方創生臨時交付金(事業者支援分)による支援 中小企業庁の「月次支援金」の上乗せや要件緩和等の酒類販売事業者向け給付のほか、 都道府県は各地の実情に応じた積極的な支援(イベント開催・PR経費補助等)が可能。

令和4年度予算要求について(機構・定員要求)

令和4年度の機構・定員要求について、国税庁としては、税務行政に係る制度及び環境の変化 を踏まえ、以下のとおり要求を行った。

機構関係

(注) 機構要求を行った主なもの。

1. 税務行政のDXへの対応

【庁】デジタル化・業務改革企画官(仮称)

【庁】データ活用企画官(仮称)

- 2. 消費税不正環付や租税回避等への対応
 - (1) 消費税不正還付への対応
 - 国際化やICT化などの調査・徴収事務の複雑化への対応
 - (3) 審理体制の充実

【局】次長

【局】消費税専門官(仮称)

【署】国際税務専門官

【局】情報技術専門官

【局】杳察審理課

3. 日本産酒類の振興への対応

【广】審議官

【广】酒類業振興企画官(仮称)

【局】酒類業振興専門官(仮称)

4. 業務センター室拡充への対応

【局】統括国税管理官

定員関係

○ 軽減税率制度実施

- 消費税不正還付や租税回避
- 新型コロナウイルス感染症 日本産酒類の振興

等への対応の観点から1,209人の増員要求を行った。

なお、令和4年度の国税庁の定員合理化目標数は1,141人とされており、この結果、令和

4年度定員の純増要求数は68人。

II. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)

III.電子帳簿等保存制度の見直し

IV.その他の取組状況

- 租税滞納と猶予制度の適用状況
- e-Taxの利用状況
- 令和 4 年度予算要求
- 国税庁の組織理念

国税庁の組織理念

令和3年4月1日制定

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。